

議員発案第 2 号

道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、別紙「道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書」を提出するものとする。

平成20年9月29日 提出

提出者 三条市議会議員 田 中 寿

賛成者 三条市議会議員 横 山 一 雄

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

同 三条市議会議員 原 茂 之

道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書

中越大震災や中越沖地震などの大災害を経験した新潟県は、先般発生した岩手・宮城内陸地震において道路の被害により中山間地域で多数の集落が孤立したことから、県土の7割以上の中山間地域を抱える本県の多くの住民が現地の惨状を深く思いやるとともに、改めて道路の必要性と重要性を痛感したところである。

また、本市においては、北陸自動車道、国道8号、国道289号、国道290号及び国道403号の広域骨格道路を主要地方道と一般県道が補完し、本市と周辺都市とを連絡しているが、未整備の路線・区間も多く、幹線道路としての整備が必要となっている。さらに、慢性的な交通渋滞の現状などから市街地周辺における国道403号や国道289号などのバイパス整備や、中心市街地と周辺地域を結ぶ道路網及び生活道路や自転車歩行者道路の整備など、道路整備に対する市民ニーズは極めて高い状況にある。このことから、産業の発展や市民の暮らしを支える安全で快適な道路環境の整備及び災害時における緊急輸送、救急医療などにも十分対応できる道路の整備を、今後も着実に、かつ早急に進めていくことが重要課題となっている。

こうした中で、昨年からの道路特定財源の問題では、4月30日と5月13日の道路特定財源関連法案再可決により、地方における今年度予算に対する影響は最小限にとどまることとなったが、政府の閣議決定においては、道路特定財源を平成21年度から一般財源化することとされた。

本市では、極めて厳しい財政状況のもと、道路整備の必要性から道路予算に一般財源や借入金を充当している状況である。

よって、国会並びに政府におかれては、次の事項について特段の配慮を行うよう強く要望する。

記

- 1 道路整備状況の実態に配慮し、地方の住民が安全で安心して暮らしていくための道路整備や維持・補修に支障が生じないよう地方の道路予算をこれまで以上に確保すること。
- 2 一般財源化の制度設計に当たっては、地方による道路整備等の自由度を最大限拡大するとともに、地方の意見に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月30日

三条市議会議長 阿部 銀次郎

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 国土交通大臣
経済財政政策担当大臣